# 支部ニュース

### **2011年6月** No. 451

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 Ta.03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

●五月集会の感想	
※五月集会に参加しました!・・・・・・・・・・・・・・・馬奈木厳太郎	ß
※島根原発 PR 館へようこそ!・・・・・・・・・・・・・本田伊寿	玄
※比例定数削減・憲法分科会の報告・・・・・・・・・・・・・横山耶	公公
●3.11を歴史的転換点に憲法を活かした政治に	
<ul><li>九条の会東京連絡会「大学習会」の報告~・・・・・・・・・・梅田和尊</li></ul>	享
● 6 ・ 3 五反田駅前街頭宣伝&労働・生活相談会報告・・・・・・・・・・中川勝之	と
●サマーセミナー要項	
●多摩幹事会のご案内	
●7月27日5:30~ 若手学習会にご参加ください	
●新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小林大智	至
●東京支部新事務局次長新任の挨拶	
※被災者支援と同時に原子力政策に関する活動をしっかりと行っていきます・・河村 洋	羊
※入団したころのフレッシュな気持ちに戻って勉強して、	
頑張っていきたいと思います・・・・・・・・・・・・・・・酒井健園	隹
●5月30日,6月6日「日の丸・君が代」最高裁判決への抗議声明	
※君が代」斉唱時に起立を求める職務命令を合憲と判断した最高裁第2小法廷2011年	E
5月30日判決に抗議するとともに都教委に対して「10・23通達」とこれに基づ	
く処分の撤回を求める	
※「君が代」斉唱時に起立を求める職務命令を合憲と判断した最高裁第1小法廷	
2011年6月6日判決に抗議するとともに都教委に対して「10・23通達」とこれ	ι
に基づく処分の撤回を求める	

- ●幹事会報告
- ●日誌

### 五月集会の感想

### 五月集会に参加しました!

東京合同法律事務所 馬奈木 厳太郎

5月21日~23日の間、松江で開催された五月集会に、新入団員として参加いたしました。プレ企画を含めて3日間、大変充実した時間を過ごすことができました。

初日のプレ企画では、岡山支部の則武先生が、新人団員に向けて、団の歴史やご自身の活動などについてお話をしてくださいました。団が、関東大震災の際に熱心な取り組みを行ったという歴史の紹介からお話を始められましたが、時宜にかなった切り口で、団の成り立ちや存在意義を再認識するうえでも、大変わかりやすいお話でした。また、則武先生が取り組まれてきた労働事件や産廃処分場の事件などについての紹介があり、苦労されたことや、やりがいに感じられたことなどが熱く語られましたが、先生が「民衆とともに」という言葉を繰り返し強調されていたのが印象的でした。夜の交流会でも、多くの新人団員が先生のお話について感想を語り合うほどで、とても勉強になり、団員としての意識を高めることのできる企画でした。

分科会では、定数削減と憲法の分科会に参加しました。いずれの分科会でも、各地の団員の方から、それぞれの課題に熱心に取り組まれている様子が生き生きと伝わってくる発言を聞くことができました。また、取り組みを広げるうえでの悩みやアピールする際の創意工夫なども大いに語られ、取り組みを進めていくうえでも大変参考になりました。定数削減や改憲をめぐる問題が、焦眉の課題であり、しかも民主主義や平和にとって決定的に重要な問題であることが、参加者の間では共有されたように思います。

3・11後、初の五月集会ということで、様々なところで、震災や原発にどう取り組む

のかが語られましたが、こうしたタイミングで開催された五月集会に参加することができ、 今後の活動の大きな励みを得ることができました。私自身、団では定数削減や震災対策本 部の被災者支援PTなどにかかわっていますが、今後ますますこれらの活動を頑張ってい きたいと決意を新たにしました。

松江から帰ってきたばかりですが、来年の五月集会がいまから楽しみです。

### 島根原発 PR 館へようこそ!

東京法律事務所 本田 伊孝

島根・松江で開催された団の5月集会企画「島根原発PR館見学」に参加しました。山頂付近に位置するPR館の展望台から海沿いを眺めると、海岸線には正方形の巨大な建物が並んでいます。この建物こそ、言わずもがな原子炉を覆う「建屋」です。

「島根原発 PR 館へようこそ!」とペイントされた正面入口を抜けると、可愛らしいキャラクター達が団員を出迎えてくれます。福島第一原発事故を忘れ、アミューズメントパークに来ているような錯覚に陥りました。

――キャラクター達は見学者にこんな風にささやいてきます――

「僕たち・私たちの生活に原子力エネルギーは欠かせないだよ」

「原子力発電所は頑丈な造りだからね。万が一、事故が起きても大丈夫」

「原発で発電された電気をもっと使おうよ」と……

水素爆発で「建屋」吹き飛び、高濃度放射性物質の拡散が続く最中、「格納容器が破損しても『建屋』が放射性物質を閉じ込めてくれるから大丈夫です」という説明ほど空空しいものはありません。PR館の出口に備えられたホワイトボートに貼られた10枚にも満たない貼り紙が唯一、福島第一原発事故を受けての中国電力の対策を示すものでした。貼り紙には「中国電力・島根原発は今後も津波対策を強化します」と羅列してあるだけです。PR館の見学を終えても「島根原発の津波対策は本当に大丈夫なの?」といった疑義(不安)が払拭されることはありませんでした。

「楽しく学ぶ広場」では子供たちがウラン燃料をモチーフにした「リッキー」君(?)から出題されたクイズに全問正解して楽しそうにしている姿を横目に私たち団員は出口に向かいました。

### 比例削減・憲法分科会に参加して

代々木総合法律事務所 横山聡

盛り上がった全体会のTPPの講演の後、1日目は比例定数削減、2日目は憲法の分科会に参加しました。比例定数削減は全体としても非常に重大な問題であることは議論の中でも十分に分かることでしたが、やはり議論が浸透してゆくかどうかについて各地で苦戦している様子がうかがえました。集会を実施した地域でも、その後での宣伝行動や取り組みが、3月11日の東日本大震災の影響もあって、なかなか進んでいない状況でした。東京もやっとのことで6.9集会が開催されることとなり、その取り組み状況の報告で、「団

から300名参加する」と本部幹事長が決意を表明しました。そのために、現在支部執行 部が電話かけに取り組んでいる状況です。

また、「比例定数削減問題」というと、一般的に理解が届かないし、分かりにくいから「民意を反映する選挙制度」を問題として掲げた方が良いという意見や、「少数政党の議席を…」という訴え方は「ああ、どうせ共産党や社民党の人たちがやっているのだ」と受け止められるので「少数意見」の方がよくないかという意見もありました。

もちろん、6月9日の集会が終わってしまえばそれで運動が終わりになるわけではありません。次の行動に向けて、さらに運動を組み立てることになるでしょう。まさに「議会制民主主義」と「国民主権」の危機に対して団として敢然と立ち向かい、撃破するために全力をあげましょう。

憲法では、大震災を口実にして改憲をもくろむ策動が行われている事態が報告されました。参議院での憲法審査会規定の強行採決や、96条改憲の議員連盟、1院制の議員連盟などの結成、国家緊急権の規定が欠如している欠陥憲法だとの攻撃など、東日本震災の被災者の、皆さんが聞いたらあきれるような議論が巻き起こっています。震災で打ちのめされ、未来への見通しや希望が持てず、放射線の脅威に怯える人々を放置して、政治が勝手に踊っているという印象です。国民が主人公になる政治を何としてでも作り上げなければならないでしょう。その指標こそが日本国憲法だと思います。

# 3. 11を歴史的転換点に 憲法を活かした政治に 〜九条の会東京連絡会「大学習会」の報告〜

旬報法律事務所 梅田 和尊

#### 1 はじめに

2011年5月20日(金)午後6時から8時過ぎまで、大久保のけんせつプラザ東京5階において、九条の会東京連絡会「大学習会」が開かれました。渡辺治一橋大学名誉教授を講師にお迎えし、「大震災・原発事故後の日本の行方と運動の課題」と題して約1時間30分の講演をされました。また、講演の前には、シンガーソングライターの横井久美子さんの歌もありました。私は、学習会開始時刻である午後6時直前に会場に到着しましたが、その時には既に会場の席が満席で、会全体で250名以上の参加がありました。私は渡辺

先生のお話が好きで聴きに行ったのですが、以下、その講演内容を簡単にご紹介して、9条の会東京連絡会の「大学習会」の報告をします。

渡辺先生の講演は、「はじめに」として、 大震災、原発事故の衝撃により、被災地



だけでなく日本全体に政治や社会の行方に対する不安と関心が広まっている、そんな中、原発や復興財源など復興のあり方をめぐる2つの道の対抗が顕在化してきている、つまり、震災前の政治を加速化するのか、それとも震災前の政治を止めて新しい福祉国家の道へ踏み出すのか、ということをお話しされ、①震災前の政治はどこまで来ていたのか、②震災と原発事故はなぜ起こり深刻化したのか、③3.11は日本の政治や憲法にいかなるインパクトを与えるか、④私たちの課題、以上の4つのテーマについてお話をされました。

#### 2 震災前に民主党政権下の政治はどこまで来ていたか

まず、①震災前に民主党政権下の政治はどこまで来ていたかとの点については、反構造改革、反改憲の運動が2009.8.30衆議院選挙での政権交代をもたらし、鳩山政権に子ども手当、公立高校授業料無償化、農家戸別所得補償、生活保護母子加算復活、消費税引き上げせずといった構造改革路線から逸脱した政策を採らせたが、危機感を強めた財界などの反撃により鳩山政権は倒れ、菅政権は構造改革、日米同盟路線を推し進めたという話をされました。

#### 3 大震災、原発事故はなぜ起こり、深刻化したか

そして、②大震災、原発事故はなぜ起こり、深刻化したかとの点については、まず、大震災については、自民党の利益誘導型政治とその後の構造改革によって地方が疲弊し、例えば公務員のリストラによって地域の公立病院がなくなり医療が崩壊し、これによって震災の被害が拡大した、震災は天災ではないということを、今回震災の大きな被害を受けた釜石市を例にとって話をしました。また、原発事故については、これだけ狭い国に過密に原発があるのは世界で日本だけであるが、より安いエネルギーを求めて国策として原発建設が推進され、自民党の利益誘導型政治により地方に原発が作られた、そして、構造改革とこれによる競争の激化によってコストダウンが要請され、安全基準まで引き下げられた、この利益誘導型政治と構造改革が原発を地方に容認し、事故の拡大につながった、原発事故は徹頭徹尾人災であるという話をされました。

#### 4 3.11は日本の政治、進路にいかなる影響を与えるか

次に、③3.11は日本の政治、進路にいかなる影響を与えるかとの点については、菅政権は大震災により構造改革を反省するどころか、復興の名の下に構造改革を推進しようとしている、つまり、消費税増税、TPP、道州制、法人税引き下げといった震災前からある構造改革の動きを復興の名の下に推し進めようとしている、また、震災後の大連立論が改憲や衆議院比例定数削減などの話につながっているとの話をされました。

#### 5 私たちの課題

そして最後に、④私たちの課題として3つの課題を挙げました。一つは、復興のあり方、 具体的には、社会保障のための消費税引き上げの是非、原発を柱とするエネルギー政策の 是非、TPPはどうするか、道州制か地域循環型経済かといった点について、解散・総選 挙によって国民的議論をすることが必要であり、震災を梃子に進めようとしている構造改 革に対して、本当にこれでいいのかという議論をすることが必要であるということ、二つ目は、震災復興の名の下にどさくさ紛れに行おうとしている構造改革、軍事大国化、改憲策動を絶対に許さない、特に、消費税、TPP、原発の3つについては誰しもが議論をし、マスコミが取り上げざるを得ないほどに大衆的運動を行うことが必要であること、三つ目は、3.11後の日本の復興をめぐり、構造改革でも日米同盟でもない、新しい福祉国家の対案を示す、憲法25条、9条を具体化する日本を提示すること、以上を私たちの課題として挙げました。そして、三つ目の課題における新しい福祉国家の対抗構想と復興構想の骨格としていくつかの柱を挙げ、大震災による大失業時代の今こそ雇用保障、社会保障を憲法25条に基づき構築すること、消費税増税ではなく大企業に負担を求め社会的責任を果たさせること、復興は大企業本位ではなく地域と中小企業が中心になって行われること、原発を直ちに止め石炭火力・水力発電から自然エネルギーへと徐々に転換し、私たちの生活も変えていくこと、憲法9条を生かす日本を実現することを話されました。特に、この震災で自衛隊がなぜ国民の信頼を得たかとの点について、自衛隊が銃を持っていたからではなく、銃を捨てたからであるとのお話に感銘を受けました。

#### 6 終わりに

最後のまとめとして、渡辺先生は、反構造 改革の運動が政権交代を生み、財界などの 巻き返しが菅政権を作った、震災を機にど ちらの道に行くのかが問われている、憲法 9条、25条を中心として憲法を活かし実 現する時代が来た、3.11を歴史的転換 点とすべく運動していくことが求められて いる旨話されて、講演は大盛況に終わりま した。



震災復興に憲法の理念を活かすこと、弁護 士であればやらねばならぬことだろうと思います。

なお、渡辺先生の講演はインターネットのUSTREAMでも配信されたそうで、現在でも、「JCJCAST」でブラウザから検索して出てきたページにアクセスするか、<a href="http://www.ustream.tv/channel/jcjcast">http://www.ustream.tv/channel/jcjcast</a> のURLを直接打ち込んで出てきたページで見ることができます。ご興味ご関心のある方は是非ご覧になって下さい。

# 6 • 3 五反田駅前街頭宣伝

### &労働・生活相談会報告

事務局次長 中川 勝之

今回は千葉一美幹事長のご当地、五反田駅前にて行いました。

6月9日の比例定数削減に反対する大集会を控えていたので、街頭宣伝の内容は比例定

数削減問題に絞りました。折りしも国民不在の内閣不信任の茶番 劇の翌日で政治に関心が高まっている時期と思えましたが,五反 田駅東口でのティッシュの受け取りはいまいちのような印象を受 けました。しかし,一人でもこの問題に関心を持ってもらうこと が運動の前進につながると考えると,やはり街頭宣伝はやめられ ません。

この間の街頭宣伝&労働・生活相談会としては初めてしんぶん 赤旗(6月4日)に報道されました。

次回は北千住駅前にて7月22日(金)午後5時~7時です。 奮ってご参加下さい。



### サマーセミナー要項

今年は梅雨入りも早く、徐々に気温も上がり蒸し暑くなってきました。夏と言えばサマーセミナーです。今年は下記の通り熱海で開催です。講師は、1日目が日本共産党の吉井 英勝議員、2日目が東京大学名誉教授の醍醐聰先生です。

吉井議員は、ご存じの通り、今回の福島第1原発の事故を予見して国会で質問しておられた原発・エネルギー問題の第一人者です。原発推進政策の歴史・経緯や、今後のエネルギー政策についての展望などを語っていただこうと思いますが、事前に「これを聞きたい」「この点はどうなっているのか」といった事項があれば、支部執行部にご連絡いただければ、吉井議員にお伝えしてご準備いただけると思います。

醍醐先生には、都政問題について経済面から解析していただき、石原都政の 12 年間の経済変化と、今後の「都民の求める都政」を経済面から実現するための提言を行っていただこうと思います。「革新都政はバラマキ」などという批判をクリアし、新しい福祉都市・防災都市東京を築くための経済面での確信を持ち、実践に移せるように共に学びたいと思います。

おおよそのタイムスケジュールは以下の通りです。

日時 2011年8月26日(金)午後1時~27日(土)午前12時 26日 ・原発事故を検証しエネルギー問題を考える(仮題)(司会:河村次長)

1時~1時30分:原発問題についての基礎知識の整理(河村次長)

1時30分~3時30分: 吉井議員の講演

3 時 30 分~3 時 45 分:休憩

3 時 45 分~5 時:質疑応答・討論

6 時 30 分~8 時 30 分: 懇親会 (司会: 酒井次長)

9 時頃~:2 次会

27 日

朝食とチェックアウトは9時までに

・東京都政を経済面から解析し、福祉・防災都市東京を提言する(仮題)

9時~10時45分: 醍醐先生の講演

10 時 45 分~11 時:休憩

11 時~12 時:質疑応答・討論

場所 熱海リゾーピア(地図参照)

予算 17,000円程度を予定

今回もなかなか時宜にかなった企画であると密かに自負しています。多数の支部団員の ご参加をお待ちしております。たまには仕事と離れた「勉強」をしましょう。

### 多摩幹事会のご案内

支部では、多摩地域の団員にもできるだけ幹事会にご参加いただきたいと思い、また、 多摩地域の諸問題についても取り組むべきであると考えて、できるだけ年に数回多摩地域 で幹事会を開きたいと考えております。今年も、<u>6月22日午後2時からの幹事会は立川</u>

市女性総合センターで開催させていただく予定になりました(地図参照)。昨年も多摩地

域での立川支部本庁化問題に関連して、弁護士会の独立などについてもお話をいただきました。今年も引き続き本庁化問題についてご報告いただき、団支部としてどのように取り組めば良いか議論したいと思います。また、多摩地域での諸事件についてもご報告いただいて、経験を深めましょう。多摩の皆様、よろしくお願いします。なお、終了後懇親会も予定しておりますので、そちらだけでもご参加いただける方はどうぞよろしくお願いします。集団事務所を中心に参加要項をお送りしましたので、是非ご参加の回答をいただきたく存じます。



### 7月27日5:30~

### 若手学習会にご参加ください

新人団員、期の若い団員、気の若い団員等々……を対象とした<u>若手学習会を、団本部</u>にて7月27日(水)午後5時30分から団事務所で2時間程度の予定で行います。

学習会のテーマは、新人団員からの要望が多かった、①自由法曹団の歴史(講師:松井 繁明団員=前自由法曹団団長)、もっともタイムリーな②団の東日本大震災への取り組み (講師:久保木亮介団員=震災対策本部事務局長)です。

学習会の終了後は楽しい懇親会も予定されています。

新人団員のみなさまにとっては、様々な課題に取り組む先輩団員と知り合うチャンスです。弁護団事件をたたかっている団員のみなさまにとっては、新進気鋭の新人団員を獲得するチャンスです。

今から、手帳の7月27日午後5時30分以降に「若手学習会」と書き込んで、ご参加くださいますようお願いいたします。なお、当日は3時から支部幹事会もやっていますので、そちらから引き続きご参加いただければ幸いです。

### 新人紹介

#### 東京南部法律事務所 小林 大晋

昨年の12月16日に東京南部法律事務所に入所しました新63期の小林大晋(ひろゆき)と申します。事務所はJAL整理解雇の騒ぎの真っ最中であり、早速大型事件の弁護団で勉強をさせて頂く機会が持て、弁護士人生の出発として得難い貴重な経験だと思っています。

自分は、東京生まれ、桜新町(さざえさんの町です。)育ち、猫好き。大学は経済学部でしたが、労働経済学のゼミで非正規雇用問題などを学び労働分野にも興味もあり、新卒採用の就職活動をせずに法曹志望を確定させてロースクールに入りました。司法試験後、第6希望まで書ける司法修習地希望届けに「第1希望 福岡 第2希望 以下一任」と書いて東京を離れたいという思春期的な願望を司法修習期間に無事果たし、1年間福岡で生活、すっかり九州びいきになって東京に戻ってきました。修習中ラーメンを150杯以上は食べており、非常に有意義な修習でした。

自由法曹団を知ったのも、東京南部事務所に入所したのも全て福岡での弁護修習がきっかけです。弁護修習先である北九州市(福岡 80 人のうち北九州に弁護修習に行く修習生が 10 人ほどでした。)の小倉東総合法律事務所で指導担当の縄田先生という福岡生存権裁判の事務局長をされておられる先生にくっついて、生存権裁判の活動を勉強させてもらったことが一つ(ご存じの方ばかりかもしれませんが修習中に福岡高裁で勝訴しました。)。

そして、小倉東のボス (?) である荒牧先生が、丁度 4 月 5 月の弁護修習であったことと、忙しいという理由でイソ弁の先生に一緒に行くのを断られていたことから、僕を青森の 5 月集会に指導担当の縄田先生に事後承諾で連れて行ってくれたことが一つ。

当時自分は取り調べの可視化をメリット・デメリットで考えていたところ、5月集会で 布川事件の桜井さんの話を聞いて、メリット・デメリット以前の問題であり当然可視化す べきという考えに改めたことを覚えています。

一般事件を日々こなしつつ、ここぞというところで手弁当だろうがみんなで弁護団をやる。生存権などは何度負けても勝つまで辞めない。おかしなことはおかしいと言う。企業 法務に興味がなかった自分でしたが、「ああ、これだ」と。そこで5月集会で荒牧先生に 紹介して頂いた東京南部事務所に入所したという経緯です。

今年の5月集会から帰ってきた翌日である今日5月24日、布川再審無罪判決が出されたと聞きながらこの原稿を書いており、個人的に感慨深いです。皆さんも映画「ショージとタカオ」をお勧めですので、見に行ってみてください。

自分は、偶々修習中に縁に恵まれ、今ここで、こうした事件に取り組む弁護士をしていることが率直にうれしいです。団の将来問題にも絡みますが、今後は自分が知らなかったように団や青法協を知らないロースクール生などに団のことを知ってもらいたいと思っています。

東京支部での活動も積極的に参加していきたいと思っていますので、よろしくお願いします(ソフトボール大会は今年は南部が優勝です!)。

## 東京支部新事務局次長新任の挨拶

### 被災者支援と同時に原子力政策に関する活動をしっかりと 行っていきます

第一法律事務所 河村洋

2011年3月に東京支部の事務局次長に就任した河村洋です。

まずは就任の経緯の経緯についてお話しいたします。私は、3月に初めて幹事となり、何の予備知識もなかったので、幹事は幹事会に必ず出席しなければならないものだと思い、3月25日の幹事会に出席しました。しかし、出席していた幹事は私だけで、あとの出席者は現及び前事務局の先生方でした。そんな中で、議事が進み、自分が何も担当しないのは悪いと思い、原発問題担当に立候補したところ、その場の雰囲気で、次長となっていました。

思いがけず次長となりましたが、なった以上は、しっかりと支部の運営、提言、運動に関与していく所存です。特に、2011年3月12日午後3時36分から現在に至るまで生じ続けている福島第一原発事故災害は、1981年生まれの者が言っても説得力がないかもしれませんが、日本にとって第二次世界大戦後最大の危機であると同時に、価値観の根本的転換を迫るほどの出来事であると感じていますので(もっと大げさに言わせてもらうと、日本列島に人が住み始めるようになって以来最大のターニングポイントであるとすら感じています。)、被災者支援と同時に原子力政策に関する活動をしっかりと行っていき

ます(今回の原子力災害は原子力政策,エネルギー政策についてほとんど考えてこなかったことの報いだと思っております)。

未熟者ですが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

### 入団したころのフレッシュな気持ちに戻って勉強して、 頑張っていきたい

代々木総合法律事務所 酒井 健雄

このたび東京支部の事務局次長に選任されました、代々木総合法律事務所の酒井健雄と申します。期は61期で、弁護士登録=入団して2年半になります。

入団して間もないころに東京支部主催の勉強会や支部総会に出席し、身近な60期の先生方の活躍のご報告やベテランの先生方のお話しを聞いて、自分も見習って頑張ろうと発奮したり、築地移転問題など都政に対する批判的な取り組みなどの話を聞いて感心したりと、全国から団員が結集する団総会などとは違った意義を感じていました。駅頭での生活労働相談にも同期と参加し、楽しんでビラ捲きや相談にも取り組みました。しかし、身の回りが徐々に忙しくなってくるにつれて、少し足が遠のいているなあと感じていました。ない部分もありますが、入団したころのフレッシュな気持ちに戻って勉強して、頑張ってどのような役割を果たしたらよいかわからいきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

# 5月30日, 6月6日「日の丸・君が代」 最高裁判決への抗議声明

「君が代」斉唱時に起立を求める職務命令を合憲と判断した最高裁第2小法廷2011年5月30日判決に抗議するとともに都教委に対して「10・23通達」とこれに基づく処分の撤回を求める

1 最高裁判所第2小法廷は、2011年5月30日、公立学校の卒業式で「君が代」斉唱時に教諭を起立斉唱させた「10.23通達」に基づく校長の職務命令は憲法19条に違反しないとし、思想・良心の自由を侵害されたとして損害賠償などを求めていた元教諭の上告を棄却した。

最高裁は、憲法を擁護するその職責を放棄したものと厳しく批判されなければならない。 2 思想・良心の自由については、考慮しなければならない日本の歴史的事実がある。すなわち須藤裁判官の補足意見が述べているとおり、「思想及び良心の自由の保障が戦前に歩んだ苦難の歴史を踏まえて、諸外国の憲法とは異なり、独自に日本国憲法に規定された」という事実である。比較憲法的にみて、表現の自由とは別個に思想・良心の自由の保障を定めている憲法は少ない。にもかかわらず、日本国憲法が、精神的自由に関する諸規定の 冒頭において、思想・良心の自由を特に保障したのは、わが国では、大日本帝国憲法下において、治安維持法の運用にみられるように、特定の思想を反国家的なものとして弾圧するという、内心の自由そのものが侵害される事例が少なくなかったからである。こうした歴史的事実をふまえれば、思想・良心の自由に関する制約の合憲性判断にあたっては、当然より厳格な基準に基づくことが要請される。

3 思想・良心の自由を侵害されるものにとって、制約が「間接的」であっても、憲法19条の保障が及ぶ。須藤裁判官の補足意見が述べるとおり、「憲法における思想及び良心の自由の保障は、個人の尊厳の観点からして、あるいは、多様な思想、多元的な価値観の併存こそが民主主義社会成立のための前提基盤であるとの観点からして、まずもってその当人の主観を中心にして考えられるものであり、このような憲法的価値の性質からすると、間接的制約や信条の制約の場面でも、憲法19条の保障の趣旨は及ぶ」のである。

今回の判決は、「起立斉唱行為は、教員が日常担当する教科等や日常従事する事務の内容 それ自体には含まれないものであって、一般的、客観的に見ても、国旗及び国歌に対する 敬意の表明の要素を含む行為であるということができる。そうすると、自らの歴史観ないし世界観との関係で否定的な評価の対象となる『日の丸』や『君が代』に対して敬意を表明することには応じ難いと考える者が、これらに対する敬意の表明の要素を含む行為を求められることは、その行為が個人の歴史観ないし世界観に反する特定の思想の表明に係る 行為そのものではないとはいえ、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動(敬意の表明の拒否)と異なる外部的行為(敬意の表明の要素を含む行為)を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い」というところまで認めた。そこまで認めながら、「間接的」であるがゆえにゆるやかな基準で合憲性を判断し、本件職務命令を合憲と判断した最高裁に強く抗議する。

思想・良心の自由の重要性、これを踏まえた「二重の基準」、さらにはわが国が内心の自 由に対して弾圧を加えてきた歴史的経緯に鑑みれば、思想・良心の自由に対する制約の合 憲性判断にあたっては、必要性・合理性の基準ではなく、より厳格な基準で判断すべきで あり、そうすれば本件職務命令が憲法19条に違反するものであったことは明らかである。 4 しかし他方で判決は、職務命令を合憲とする結論にも関わらず、随所で都の教育行政 のあり方に反省を迫っている。ちなみに須藤裁判官の補足意見は、教育現場の問題に踏み 込んで「最も肝腎なことは、物理的、形式的に画一化された教育ではなく、熱意と意欲に 満ちた教師により、しかも生徒の個性に応じて生き生きとした教育がなされることであろ う。本件職務命令のような不利益処分を伴う強制が、教育現場を疑心暗鬼とさせ、無用な 混乱を生じさせ、教育現場の活力を殺ぎ萎縮させるというようなことであれば、かえって 教育の生命が失われることにもなりかねない。」と懸念を明らかにしている。そして「教育 は、強制ではなく自由闊達に行われることが望ましいのであって、上記の契機を与えるた めの教育を行う場合においてもそのことは変わらないであろう。その意味で、強制や不利 益処分も可能な限り謙抑的であるべきである。」として「思想及び良心の自由の重みに照ら し、また、あるべき教育現場が損なわれることがないようにするためにも、それ(懲戒処 分)に踏み切る前に、教育行政担当者において、寛容の精神の下に可能な限りの工夫と慎 重な配慮をすることが望まれるところである。」としている。

しかし、これは懸念を言ってすむ問題ではない。現実に東京都においては、強制と処分の 連続が教育現場に無用な混乱をもたらしており、生徒と教師そして父母がともに作り上げ てきた生き生きとした創造的な卒業式は姿を消し、かつて誇りを持って語られた都立高校 の自由で豊かな教育が失われようとしている。今求められているのは、生徒の個性に応じ た生き生きとした教育の回復であり、誤った職務命令と懲戒処分を許さず、自由闊達な教 育を実現することである。

5 以上のとおり、自由法曹団は、最高裁の役割を放棄し職務命令を合憲とした判決の結論を強く批判するとともに、都の教育行政のあり方に反省を迫る判示の内容をふまえ、あらためて、都教委に対して「10・23通達」とこれに基づく処分の撤回を求める。

2011年6月1日

自由法曹団団長 菊池 紘 自由法曹団 東京支部 支部長 藤本 齊

#### 「君が代」斉唱時に起立を求める職務命令を合憲と判断した最高 裁第1小法廷2011年6月6日判決に抗議するとともに都教委 に対して「10・23通達」とこれに基づく処分の撤回を求める

- 1 本日、最高裁第一小法廷(裁判長・白木勇裁判官)は、都立高校の教職員13名が、いわゆる10.23通達の下、卒業式等の国歌斉唱時に校長の職務命令に従わずに起立しなかったことのみを理由に、定年等退職後の再雇用職員としての採用を拒否された事件(東京都君が代嘱託採用拒否事件)について、裁判官4対1の賛成多数で、教職員らの上告を棄却する不当判決を言い渡した。憲法の番人かつ少数者の人権保障の最後の砦たる最高裁が、教職員に君が代斉唱時の起立を強制する職務命令を安易に合憲と判断したことに、私たちは強く抗議する。
- 2 最高裁は、先月5月30日、第二小法廷において、起立斉唱行為が国旗・国歌に対する 敬意の表明の要素を含む行為であること、個人の思想良心の自由についての間接的な制約 となることを認めながらも、本件職務命令は、卒業式における「慣例上の儀礼的な所作」 として起立斉唱を求めるものに過ぎないとし、公務員の地位の性質や職務の公共性を踏ま えた上で、教育上の行事にふさわしい秩序の確保と式典の円滑な進行を図るものであり、 制約を許容し得る程度の「必要性・合理性」が認められるとして、本件職務命令が憲法1 9条に違反しない、と判断した。本日の第一小法廷の多数意見も、この第二小法廷判決と 変わるところはない。
- 3 しかし、本日の判決で、宮川光治裁判官の反対意見が付されたことは、東京都の行き過ぎた教育行政に対する重大な警鐘であると評価できる。

反対意見は、上告人らが起立斉唱しないという行動は、上告人らの思想良心の核心の表 出であるか、少なくともこれと密接に関連しているとした。そして、このような精神的自 由権に関わる問題を多数者の視点のみから考えることは相当ではなく、これを多数者にとって一般的ではないからとして過小評価することは相当でないとした。そして本件職務命令の合憲性の判断に関しては、いわゆる「厳格な基準」によって審査する必要があり、その審査を尽くさせるため、原判決を破棄・差戻しするのが相当であると判断したのである。また、この反対意見は、10.23通達は式典の円滑な進行を図るという価値中立的な意図で発せられたものではなく、教職員の歴史観や教育者としての信念に対する否定的評価を背景に、不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制しようとするところにあると明確に認めている。このことは、東京都が10.23通達を教職員を統制の手段として、これに従えない教職員を教育現場から排除しようとしたことを正しく捉えたものであり、評価することができる。

大阪府では、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」 が成立したが、大阪府の条例もまた、教職員の統制及び排除を狙うものとして到底認められるもので はなく、直ちに廃止されなければならない。

4 自由法曹団は、最高裁が、東京都の教育行政の暴走に警鐘を鳴らしつつも、結論として それを追認する判断を示したことを強く批判するとともに、あらためて、都教委に対して 「10・23通達」とこれに基づく処分の撤回を強く求めるものである。

2011年6月6日

自由法曹団団長 菊池 紘 自由法曹団 東京支部 支部長 藤本 齊

### 5月度幹事会議事録

参加者12名

(報告事項)

#### 1 5月集会(島根)報告

千葉団員から報告:復興と大企業の関係。震災による行政大合併の弊害の顕在化。

藤本団員から報告:いわきの広田団員が夜の集会で、「学校等でも『政府の言うことに 疑問を言う場合ではない』との極論が強められる一方、その全くの単純な裏返しの様に 『左』からの、人びとの間に分断を持ち込む結果となるような極論、例えば、子供を全 員直ちに疎開させず、給食を続けている等というのは政府の情報隠し情報操作等に加担 するものだ等々、が飛び交い、我々は日々『左』右の極論と戦い、人びとの要求を過不 足なく汲み上げつつ活動するということに腐心する毎日だ。」という趣旨の話をされてい たが、感銘を受けた。

横山団員:比例定数削減や憲法 96 条改憲議論。中川団員:大阪府の日の君条例案、教科書問題

関連議論:団本部の震災復興企画を東京支部が積極的に周知し、参加を呼び掛ける。

2 5月20日の9条学習会報告

横山団員:渡辺講師「構造改革の弊害が震災により顕在化。震災を契機として新自由主義か憲法9条・25条尊重かの対立が明確化するだろう。震災で自衛隊は銃を使わず貢献したからこそ評価された。」

関連議論:米軍が震災後に日本に進入できた法的根拠は何か。

#### 3 5月6日郡山学習討議会報告

河村団員:12時の部:地元の議員からの現状報告。2時の部:元日経新聞論説委員による日本の原発政策、マスコミ政策

#### 4 団本部の震災支援

酒井団員:損害賠償請求に向けての 5 月 15 日現地事情聴取報告、6 月 5 日の飯坂温泉事情聴取会参加を。

小部団員:いわき(30km圏外)の広田弁護士が保守的な弁護士と共に仮払い仮処分を望む市民を募ったところ、大勢集まった。業種別に聴取事項を類型化した書面を作る必要。東京支部の団員も本部の活動に積極的に参加してほしい。

#### (討議事項)

#### 1 給費制維持の具体的活動

平井団員:国会は貸与制前提の議論で厳しい状況。震災の影響もあり日弁連もうまく動けていない。そこで、団が独自に動く必要がある。①東京支部も6月13日街宣に人を出してほしい。②団本部給費制維持対策本部へも人を出してほしい。

- →FAX支部ニュースで6月13日街宣を送信(文案横山団員)。
- →6月24日団本部会議に千葉団員参加。

議論:去年とは状況が大きく異なる。去年とは違うことをしなければならない。例えば中大OB会、慶大OB会などまで働きかける。例えば今回の震災では若手の弁護士が積極的に現地に関与しているが、開業時に数百万円の借金を背負っていたらそれはできない。 裁判官・検察官になれば免除されることは妥当か?

#### 2 6月9日比例定数反対集会

小部団員:団支部として300人動員の要請。

- →5月26日に参加推進要請FAX送信(参加人数の返信回答用紙付きで)。
- →5月27日から6月1日までの間に、支部幹事長・次長から各事務所に電話をして「趣旨説明、参加人数確認、上記FAXに返信を要請」。架電分担は、河村、中川、酒井、水田、横山、千葉。

#### 3 6月22日多摩幹事会

横山団員:6月22日幹事会(+懇親会)への本部幹事・前幹事の参加の要請。

→千葉団員が 5 月 28 日までにお誘いの文を起案し、5 月 31 日までに団支部から郵送。 東京の全幹事と多摩の個人事務所団員宛に送付。

#### 4 サマーセミナー (宿泊場所、講師など)

奥住さん:宿泊場所(今回は50人程度)、プラン、費用の報告。

→費用1万 7000 円程度、その他の条件了承。カラオケはやらない。

横山団員:講師は1日目吉井議員。2日目醍醐先生。

- →6月6日午後5時00分@団本部で醍醐先生と打ち合わせ。
- →河村団員が文案を起案し、団通信に、サマーセミナー企画報告(吉井議員の話を伺う ことになったとの報告。募集はしない。)を載せる(6月14日締め切り)。
- <u>6</u> スポーツ大会(10月28日(金)) 奥住さん:雨対策用の場所は9月に予約を取る。
- 7 五反田街頭宣伝(6月3日(金))中川団員:街宣テーマ(比例定数6.9チラシ給費制)

- →場所について。広場にできたユニクロ対策。現地で決める。
- 8 7月若手学習会(7月27日午後5時30分)
  - →宣伝の書面を酒井団員が起案。 FAXニュースで送信。
- 9 支部ニュース
  - 5月集会の分科会感想文担当者確認。サマーセミナー紹介、
  - 三多摩幹事会紹介:横山団員担当

若手学習会:酒井団員担当、新任挨拶:酒井団員、河村団員

- 10 事務局会議日程
- 6月6日午後3時~午後5時、7月4日午前10時~正午、8月1日午前10時~正午

### 日誌 5月11日~6月8日

- 5月11日 団大震災対策本部
  - 12日 団大量解雇阻止対策本部/改憲阻止対策本部
  - 16日 団給費生維持対策本部/原発PT
  - 18日 団治安警察問題委員会
  - 20日 9条の会東京連絡会「大学習会」(けんせつプラザ)
  - 2 1 日~2 3 日 5 月集会 in 島根
  - 25日 共同センター幹事会/支部幹事会
  - 27日 震災対策本部(福島原発問題)/東京憲法会議幹事会
  - 28日 憲法フェスティバル
  - 30日 団教育問題委員会
- 6月 1日 支部/本部共同声明

「君が代」斉唱時に起立を求める職務命令を合憲と判断した最高裁第2小法 廷2011年5月30日判決に抗議するとともに都教委に対して「10・2 3通達」とこれに基づく処分の撤回を求める声明/後藤道夫先生講演:「3.11」 以後の社会対抗と新福祉国家構想(文京区民センター)

- 2日 比例定数削減阻止対策本部·
- 3日 6.9 集会第3回実行委員会/都民連世話人会 支部五反田宣伝(街頭相談/6.9 比例定数削減に反対する集会の宣伝)
- 6日 支部事務局会議/団市民問題委員会
- 7日 支部/本部共同声明

『「君が代」斉唱時に起立を求める職務命令を合憲と判断した最高裁第1小法廷 2011年6月6日判決に抗議するとともに都教委に対して「10・23通達」 とこれに基づく処分の撤回を求める』

8日 団国際問題委員会/団原発問題学習会

5月23日 東京支部に対して「鉄建公団訴訟」の解決金から、萩尾団員をは じめとする弁護団有志より10万円のカンパをいただきました。紙面を通じて 御礼を申し上げます。ありがとうございました。

先生と職員の皆様をお守りしています!							
全国弁護士グループの団体所得補償保険							
◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。							
◎1年又は2年間安心して療養でき、 <u>保険料は25%引き(団体割引25%)</u> です。							
◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。							
NEW!◎所定の精神障害(うつ病等)も	補償の対象に	なります。					
	【保険料表】	(スタンダードブラン・A型・支払対象外期間7日・ 保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)					
◎入院による就業不能支払対象外期間O日タイプや、	対象期間	1£	F	2年			
支払対象外期間4日タイプもご用意しています。 ◎傷害による死亡・後遺障害の補償につい	払込方法 年令	月払	半年払	月払	半年払		
ても、所得補償保険金額の50倍または	25~29才	820	4.600	990	5.560		
100倍型で1億円を限度として組合わせ	30~34才	1,000	5,640	1,250	7,030		
ることが出来ます。	35~39才	1,260	7,070	1,640	9,190		
◎病気で保険金を受け取っても、継続する	40~44才	1,570	8,810	2,100	11,820		
ことが出来ます。 (通算支払1,000日まで)	45~49才	1,870	10,510	2,540	14,290		
◎最高89歳まで継続が可能です。	50~54才	2,170	12,210	3,000	16,880		
(新規のご加入は満69歳までとなります。)	55~59才	2,300	12,900	3,230	18,150		
◎半年払(1月・7月払込)は、月払より	60~63才	2,410	13,560	3,420	19,240		
更に6%以上保険料が割安です。 ※上表は平成22年12月20日以降加入時(中途加入を含みます。)の保険料です。							
☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下							
く取扱代理店>   ・	(<引受保険会社>						
株式会社 宏栄	株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課						
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階 〒160-8338 東京都新宮区西新宮1-26-1 TEL 03 (3405) 8661 TEL 03 (3349) 3240							
全国弁護士グループ Supen Environ Group				)-07776(平成22	年11月5日作成)		